

(仮称) 小金井市立図書館中長期計画策定支援業務委託業者選定審査基準

I 審査基準

1 業務の視点について

本市の図書館事業の現状や関連計画の内容を理解し、市民に分かりやすい計画となるよう提案しているか、提示している業務内容を的確にとらえて、適切な提案がなされているか等を評価する。

2 業務の内容について

業務の内容について、下記の項目につき目的や支援内容が明確であり、かつ計画策定により有効な手法等が分かりやすく企画・提案されているかどうかを評価する。

- (1) 現行の図書館運営方針（改訂版）の進捗状況の把握、検証が適切に行われること。
- (2) アンケート調査及び結果分析が適切に行われること。
- (3) 現行の図書館運営方針（改訂版）の課題抽出が適切に行われること。
- (4) (仮称) 小金井市立図書館中長期計画の方向性の検討が適切に行われること。
- (5) (仮称) 小金井市立図書館中長期計画作成のプロセスが適切であること。
- (6) 図書館協議会、市民説明会、庁内における検討等の支援体制（会議への出席、資料調製その他、会議運営の支援、柔軟な計画案の修正等）が適切であること。
- (7) 図書館協議会、市民説明会等を通じて吸い上げた民意の反映プロセスが適切であること。
- (8) パブリックコメント実施の支援体制が適切であること。
- (9) 計画策定に際し、多様な層の市民の多様な民意を計画に反映させるための創意工夫が適切になされていること。

3 業務スケジュールについて

業務スケジュールに無理はないか。業務手順や業務工程は妥当かどうかを評価する。

4 業務実績について

図書館関連の計画策定等の類似業務の受託実績及びその内容は適切か。特に、業務責任者の図書館関連計画（図書館基本計画・基本構想、運営計画、サービス計画、子ども読書活動推進計画等）の策定、中間見直し、改訂等の業務従事実績、及び図書館サービスの現場についての識見を重視し、参考となる先進的事例の受託において高い実績を有している場合、人口や面積、地理的条件等が小金井市と類似している自治体における実績を有している場合、公立図書館において館長、分館長又はそれに準ずる立場での実務経験を有している場合等は高く評価する。

5 業務体制について

業務内容及び業務スケジュールを効果的・効率的に推進できる業務推進体制であるかどうか、及び業務責任者に不測の事態が生じた場合のフォロー体制が適切であるかどうかを評価する。

6 提案書について

提案書の内容が分かりやすいものになっているか、分かりやすくしようとする工夫がなされているかどうかを評価する。

7 見積額等について

予算額内で適切な業務内容の提案となっているか、単なる金額の多寡ではなく、予算額内でどれだけ充実した業務内容を提案しているかを重視し、コストパフォーマンスの優れた提案となっている場合は高く評価する。

8 プレゼンテーションについて

提案書の内容を分かりやすく規定時間内に説明しているか、業務責任者に知識、経験及び熱意、コミュニケーション能力、柔軟性等が感じられるかどうかを評価する。

(1) 図書館行政の動向について十分な知識を有していること。

(2) 整合を図る上で、国及び都の図書館関連計画の内容について十分な知識を有していること。

(3) 先進事例等について豊富な知識を有し、良いものを積極的に取り入れる工夫及び意欲があること。

(4) 図書館協議会、市民説明会等の場で、必要に応じて計画の内容をわかりやすく説明する説明能力、コミュニケーション能力を有していること。

(5) 図書館協議会、庁内他課等からの意見を参考にしながら、状況に応じた選択肢を示す柔軟性と判断力を有していること。

9 質問事項等について

質問に対して的確かつ簡潔明瞭に答えているかを評価する。

※プレゼンテーションを通して感じ取れる業務責任者の業務遂行能力を特に重視して評価を行う。

II 評価方法

1 一次審査

審査基準に基づき、事前に提出された提案書等による書類審査の総合得点で判断する。

2 二次審査

審査基準に基づき、事前に提出された提案書等による書類審査及びプレゼンテーション審査の総合得点で判断する。

III 審査項目

別紙「(仮称) 小金井市立図書館中長期計画策定支援業務委託プロポーザル評点票 (一次審査用)」及び「(仮称) 小金井市立図書館中長期計画策定支援業務委託プロポーザル評点票 (二次審査用)」のとおりとする。

IV 評価基準

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

評点は、会社間の相対評価により行うが、同点を選択することもできることとする。

VI 一次審査通過者の選定

委員長を含む各委員が評点票 (一次審査用) により審査し、各委員の評価得点の合計が高かった法人から上位5者を一次審査通過者として選定する。

なお、複数の法人が同点で5位となった場合は、委員間での協議によりうち1者を一次審査通過者として選定する。

VII 候補者の選定

委員長を含む各委員が評点票により審査し、各委員の評価得点の合計が最も高かった法人を候補者として選定する。

なお、複数の法人が同点で最上位となった場合は、委員間での協議によりうち1者を候補者として選定する。